

第89期報告書

(第89期定時株主総会招集ご通知添付書類)

2019年4月1日～2020年3月31日

当社グループは、次の経営理念及び行動基本方針に基づき、事業運営に取り組んでまいります。

経営理念

**東邦チタニウムグループは
チタンと関連技術の限りない可能性を追求し
優れた製品とサービスを提供し続けることで
持続可能な社会の発展に貢献します**

行動基本方針

私たちは、経営理念を実現するため次の3つの基本方針に基づき行動します。

1. 安全とコンプライアンスを最優先し、健全で公正な企業活動を行います。
2. 変革と創造を実践し、従業員と企業の持続的成長を果たします。
3. 顧客、地域社会、株主をはじめとする全てのステークホルダーと対話を進め、信頼・共生関係を築きます。

コーポレートブランドマーク



当社のコーポレートブランドマークは、TOHO TITANIUM COMPANYの頭文字「TTC」がベースとなっていますが、「TTC」は、社名（Toho）と当社のオリジナル事業である「金属チタン事業（Titanium business）」及びその技術を活用して成長してきた「触媒及び化学品事業（Catalysts and Chemicals business）」の頭文字でもあります。

＜本コーポレートブランドマークのデザインイメージ＞

後ろの「T」は、チタンの主要用途である航空機の先端部分をイメージしたもので、色はチタニウムシルバー。

前のマークは、「T」と「C」を融合させたもので、色はノーチカルブルーを採用。この色は、当社発祥の地である茅ヶ崎の象徴であり、生命の源である海とともに、限りない宇宙をイメージさせるものです。

「C」は、絶えることなく寄せては返す波を表しており、色と併せて、限りない可能性を追求する当社の姿勢を表現しています。

さらに、「T」と「C」が融合したデザインは、共に結び合い、発展してきたチタン事業（T）と触媒及び化学品事業（C）の関係そのものを表しています。

当社は、本コーポレートブランドマークを、「チタンと関連技術の限りない可能性を追求し」、「優れた製品とサービスを提供」する当社のシンボルと位置付け、“TOHO ブランド”の確立に努めます。

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜わり、厚く御礼申し上げます。

第89期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の事業内容をご報告するにあたりまして、ご挨拶申し上げます。

当期の事業環境につきましては、金属チタン事業は、主な最終需要である航空機向けを中心に海外の需要が堅調に推移した一方で、前期に続き原料鉬石価格が上昇しました。機能化学品事業は、超微粉ニッケル等の電子部品材料については、主に上半期においてスマートフォン販売不振等による需要減速がありましたが、プロピレン重合用触媒の需要は期を通じておおむね堅調に推移しました。

こうした環境のもと当期の業績については、売上高は前期比4.3%増の455億9百万円となり、営業利益は40億68百万円、経常利益は37億16百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は23億59百万円となりました。

配当につきましては、1株当たり中間配当6円、期末配当6円とさせていただきました。

サウジアラビアにおける合弁プロジェクトにつきましては、スポンジチタンの生産および出荷を当期に開始しました。今後は、安全・安定操業の実現と顧客開拓を進めることで、早期収益化を目指してまいります。

また、機能化学品事業につきましては、中長期的な需要拡大の見通しを踏まえ、若松工場内に新ニッケル粉工場（第4工場）を建設中であるほか、茅ヶ崎工場においては触媒新工場の建設を決定しました。

このほか、本年4月に新規事業開発を総括する専任部署を新設し、新規事業の探索と事業化に向けた取組

みを強化しております。

新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響については、その規模と影響の範囲・期間がどのようになるか、現時点で確度をもって見通すことが困難な状況にありますが、従業員や取引先の関係者の皆様をはじめとするすべての方々の健康と安全を最優先しつつ、需要動向や顧客ニーズに的確・柔軟に対応することにより、この難局を全社一丸となって乗り越えてまいります所存です。

株主の皆様には、変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2020年5月



東邦チタニウム株式会社
代表取締役社長 西山佳宏

財務ハイライト

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
2019年度実績	45,509	4,068	3,716	2,359
2018年度実績	43,648	5,274	5,269	6,494

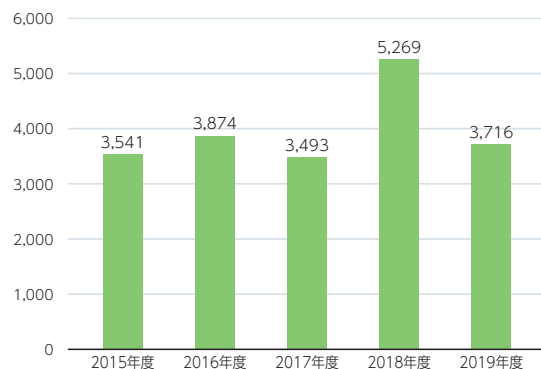
売上高 (連結)

(単位：百万円)



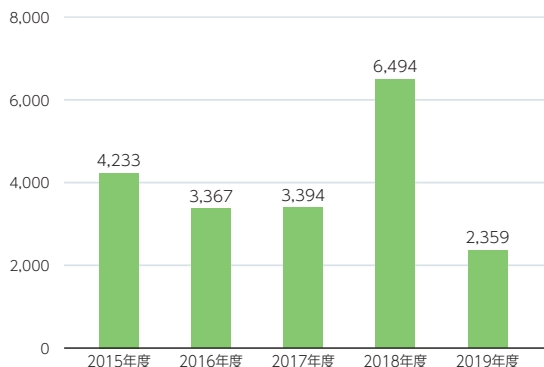
経常利益 (連結)

(単位：百万円)



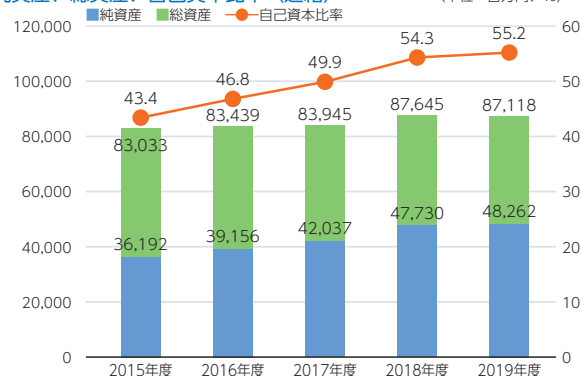
親会社株主に帰属する当期純利益 (連結)

(単位：百万円)



純資産、総資産、自己資本比率 (連結)

(単位：百万円、%)



事業報告

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（以下「当期」といいます。）における世界経済は、米中貿易摩擦の影響等により中国の景気は減速したものの、米国の着実な景気回復を中心として全体としては緩やかな拡大基調が続きましたが、期末にかけて新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、急速に減速しました。

日本経済は、雇用・所得環境の改善、個人消費の持ち直しなどにより緩やかな回復が続きましたが、3月以降の外出自粛などにより、景気は急速に悪化しました。

こうした中、当期の業績については、売上高は前期比4.3%増の455億9百万円となり、営業利益は40億68百万円、経常利益は37億16百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は23億59百万円となりました。

金属チタン事業

当期における金属チタンの需要は、海外主要顧客からの需要が堅調であったことにより、一般工業向け需要に減速が見られたものの総じて好調に推移しました。一方、原料となるチタン鉱石価格は前期と比較し上昇しました。

当期の当社スポンジチタン生産設備の稼働率は、若松工場と茅ヶ崎工場を合わせ、9割程度で推移しました。

こうした状況のもと、当期の金属チタン事業の売上高は、スポンジチタンの増販を主因として前期比7.6%増の291億68百万円となり、営業利益は14億91百万円となりました。

機能化学品事業

機能化学品事業の各製品の需要は、特に電子部品材料（超微粉ニッケル等）について、スマートフォン販売不振等により減速いたしました。プロピレン重合用触媒については堅調に推移しました。

こうした状況のもと、当期の機能化学品事業の売上高は、電子部品材料の減販を主因に、前期比1.1%減の163億41百万円となり、営業利益は50億5百万円となりました。

事業部門別売上高

(単位：百万円)

区 分	当期 (2019年度)	前期 (2018年度)	増減率
金 属 ち た ん 事 業	29,168	27,120	7.6%
機 能 化 学 品 事 業	16,341	16,528	△1.1%
合 計	45,509	43,648	4.3%

事業部門別営業利益

(単位：百万円)

区 分	当期 (2019年度)	前期 (2018年度)	増減率
金 属 ち た ん 事 業	1,491	2,460	△39.4%
機 能 化 学 品 事 業	5,005	5,254	△4.7%
全 社 費 用	△2,429	△2,440	－
合 計	4,068	5,274	△22.9%

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当期における設備投資は、設備の維持保全及び若松工場における超微粉ニッケルの新工場建設を主体とし、その総額は前期比4億44百万円増の46億64百万円となりました。

この設備投資にかかる所要資金は借入金及び自己資金により賄いました。

(3) 企業集団の対処すべき課題

現在、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、国内外の経済に多大な影響を及ぼしており、当社の各事業についても、その影響の度合いや今後の需要動向を予測することが困難な極めて不透明な状況となっています。こうした中、当社としては、製品毎の顧客ニーズに的確に対応し、あわせて需要動向に応じて柔軟な生産体制を敷くことで、この難局を乗り切る所存です。

中長期的には、「金属チタン事業に加え、チタンとその関連技術の中核とする複数のダウンストリーム事業を有する高収益素材メーカーを目指す」とのビジョンの下、競争力強化に向けた各種施策を展開する方針であり、当面は次に掲げる課題に重点的に取り組むことで、自己資本利益率（ROE）10%以上を確保できる事業基盤の確立を目指してまいります。

① 成長分野への重点投資による収益基盤の強化

現在若松工場に建設中の超微粉ニッケル新工場について、計画どおり2021年4月の商業生産開始を目指すとともに、本年3月に投資を決定した茅ヶ崎工場における触媒新工場建設についても、2022年11月の商業生産開始にむけて着実に計画を進めてまいります。また、今後も各製品の需要動向を見ながら、成長分野への投資を適時に実行してまいります。

② サウジアラビア合併会社（ATTM）の早期収益化

サウジアラビアにおけるスポンジチタン製造合併会社については、金属チタン事業を取り巻く市場環境が急速に悪化しつつある中、当面厳しい事業環境が予想されますが、安全・安定操業を実現し、コスト低減に取り組むとともに、スポンジチタン販売先の開拓を進め、早期の収益化を目指します。

③ 本社移転と茅ヶ崎工場リニューアルプラン

本年6月に予定している神奈川県横浜市への本社移転を機に、情報通信技術の活用等により全社的な業務運営の合理化・効率化を進めます。また、設備老朽化等の問題が見られる茅ヶ崎工場について、安全・環境対策の徹底と労働環境の改善を進めます。

④ 新規事業開発及び新技術の活用

新規事業開発体制を強化し、社会動向を当社が有する技術シーズと結び付けることで、次世代の柱となる新規事業の探索・育成に取り組んでまいります。また、AI、IoT等の新技術の生産プロセスへの活用を進めることで、競争力強化を図ってまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

当期及び過去３年間の財産及び損益の状況の推移は、次のとおりであります。

区 分 \ 年 度	2016年度 第86期	2017年度 第87期	2018年度 第88期	2019年度 第89期 (当 期)
売 上 高 (百万円)	31,212	37,255	43,648	45,509
営 業 利 益 (百万円)	3,726	3,930	5,274	4,068
経 常 利 益 (百万円)	3,874	3,493	5,269	3,716
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,367	3,394	6,494	2,359
1株当たり当期純利益(円)	47.32	47.69	91.25	33.15
総 資 産 (百万円)	83,439	83,945	87,645	87,118

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第88期の期首から適用しており、第87期の金額は、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(5) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2020年3月31日現在)

① 親会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	当社に対する議 決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
J X T Gホールディングス株式会社	100,000	50.40	エネルギー事業、石油・天然ガス開発事業、金属事業を行う子会社及びグループ会社の経営管理
J X 金 属 株 式 会 社	75,000	50.40	非鉄金属資源(銅、金等)の探鉱・開発、非鉄金属製品(銅、金、銀、レアメタル等)の製造・販売、電解・圧延銅箔の製造・販売、薄膜材料(ターゲット、表面処理剤、化合物半導体材料等)の製造・販売、精密圧延品・精密加工品の製造・販売、非鉄金属リサイクル及び産業廃棄物処理

当社の親会社は、J X T Gホールディングス株式会社及びJ X金属株式会社であります。

JXTGホールディングス株式会社は、JX金属株式会社の親会社であり、当社株式を間接所有しております。JXTGホールディングス株式会社は、エネルギー事業のJXTGエネルギー株式会社、石油・天然ガス開発事業のJX石油開発株式会社、金属事業のJX金属株式会社、その他多くの子会社・関連会社を有し、「JXTGグループ」を形成しております。

当社とJXTGグループとの関係の主要なものは、次のとおりです。

- ・当社からJX金属株式会社への高純度チタンの販売
- ・JX金属株式会社から当社への各種金属の溶解加工委託
- ・JX金属株式会社から当社への非常勤役員の派遣
- ・JX金属株式会社から当社への従業員の出向

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
ト ー ホ ー テ ッ ク 株 式 会 社	160	92.50	金属チタン製品の加工・販売
Toho Titanium America Co., Ltd.	600千米ドル	100.00	金属チタン製品、プロピレン重合用触媒の販売
Toho Titanium Europe Co., Ltd.	400千ポンド	100.00	金属チタン製品、プロピレン重合用触媒の販売
東 邦 マ テ リ ア ル 株 式 会 社	200	80.00	チタン酸カリウム等の無機材料製品の製造販売

(7) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

区 分	主 要 製 品
金 属 チ タ ン 事 業	スポンジチタン、チタンインゴット、チタン加工品
機 能 化 学 品 事 業	プロピレン重合用触媒、超微粉ニッケル、高純度酸化チタン

(8) 主要な営業所及び工場（2020年3月31日現在）

事 業 所	所 在 地
本社・茅ヶ崎工場	神奈川県茅ヶ崎市
若松工場	福岡県北九州市
八幡工場	福岡県北九州市
日立工場	茨城県日立市
黒部工場	富山県黒部市
岐阜工場（東邦マテリアル株式会社）	岐阜県土岐市

(9) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
金 属 チ タ ン 事 業	485名	9名増
機 能 化 学 品 事 業	264名	11名増
全 社 （ 共 通 ）	158名	28名増
合 計	907名	48名増

(10) 主要な借入先（2020年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額 （ 百 万 円 ）
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	5,420
株 式 会 社 横 浜 銀 行	4,160
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,100
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,400
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	2,200
株 式 会 社 国 際 協 力 銀 行	2,180

2. 会社の状況

(1) 株式の状況（2020年3月31日現在）

- | | |
|------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 160,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 71,270,910株 |
| ③ 株主総数 | 24,286名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
J X 金 属 株 式 会 社	35,859,400	50.38
日 本 製 鉄 株 式 会 社	3,500,000	4.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,692,600	2.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	939,200	1.32
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	776,100	1.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	719,900	1.01
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 5 0 5 0 0 1	695,371	0.98
JP MORGAN CHASE BANK 3 8 5 1 5 1	526,224	0.74
J.P. MORGAN BANK LUXEMBURG S.A. 1300000	486,597	0.68
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 5 0 5 2 3 4	475,100	0.67

(注) 持株比率は、自己株式(97,951株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 役員の状況

① 取締役及び監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
西 山 佳 宏	代表取締役社長 社長執行役員	
高 取 英 男	取締役・副社長執行役員 チタン事業統括本部長 社長補佐	
松 原 浩	取締役・常務執行役員 内部統制推進室管掌 経営管理本部長	
松 尾 寿 二	取締役・常務執行役員 機能化学品事業統括本部長	
藤 井 秀 樹	取締役・常務執行役員 技術本部長	
大 西 利 典	取締役（非常勤）	日本製鉄株式会社 執行役員チタン事業部長
林 陽 一	取締役（非常勤）	JX金属株式会社 執行役員経営企画部長
井 窪 保 彦	取締役（非常勤）	阿部・井窪・片山法律事務所 シニアパートナー
大 藏 公 治	取締役（非常勤）	オーニッツ 代表
菊 地 耕 二	監査役	
正 親 町 義 彦	監査役（非常勤）	
千 崎 滋 子	監査役（非常勤）	千崎滋子公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 取締役 大西利典、林 陽一及び大藏公治の3氏並びに監査役 菊地耕二及び千崎滋子の両氏は、2019年6月20日開催の第88期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
2. 取締役のうち、大西利典、井窪保彦及び大藏公治の3氏は、社外取締役であります。
3. 監査役のうち、正親町義彦及び千崎滋子の両氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、取締役 井窪保彦及び大藏公治の両氏並びに監査役 千崎滋子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、取締役 大西利典、林 陽一、井窪保彦及び大藏公治の4氏並びに各監査役との間で、賠償責任限度額を法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。
6. 監査役 千崎滋子氏は、公認会計士として長年監査業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

7. 当事業年度中の退任取締役及び退任監査役は、次のとおりであります。

氏 名	退 任 時 の 会 社 に お け る 地 位	退 任 年 月 日
松 木 教 彰	取締役（非常勤）	2019年6月20日 （任期满了）
村 山 誠 一	取締役（非常勤）	2019年6月20日 （任期满了）
村 沢 義 久	取締役（非常勤）	2019年6月20日 （任期满了）
小 田 高 士	監査役	2019年6月20日 （任期满了）
黒 澤 誠 一	監査役（非常勤）	2019年6月20日 （任期满了）

8. 取締役 松尾寿二氏については、2020年4月1日付で地位及び担当又は重要な兼職の状況が次のとおり変わりました。

氏 名	地 位 及 び 担 当 又 は 重 要 な 兼 職 の 状 況
松 尾 寿 二	取締役・専務執行役員 社長補佐 触媒事業部・化学品事業部管掌 触媒事業部長

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

	支 給 人 員	報 酬	賞 与	合 計
取 締 役	10名 (うち社外3名)	138百万円 (うち社外12百万円)	38百万円 (うち社外 -)	176百万円 (うち社外12百万円)
監 査 役	5名 (うち社外3名)	30百万円 (うち社外9百万円)	—	30百万円 (うち社外9百万円)

- (注) 1. 上記には、2019年6月20日開催の第88期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外1名）及び監査役2名（うち社外1名）が含まれております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分の支給額は含まれておりません。
3. 取締役の報酬につきましては、2007年6月28日開催の第76期定時株主総会において年額320百万円以内（うち社外取締役12百万円以内）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬につきましては、1998年6月26日開催の第67期定時株主総会において月額5百万円（年額60百万円）以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

ア. 重要な兼職の状況及び当社と当該兼職先との関係

氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	兼 職 先 と の 関 係
取締役 大西利典	日本製鉄株式会社 執行役員チタン事業部長	日本製鉄株式会社は当社の大株主であり、当社と同社との間には、当社から同社へのチタンインゴットの販売、当社と同社の合併会社によるチタン合金製造の共同事業等の関係があります。
取締役 井窪保彦	阿部・井窪・片山法律事務所 シニアパートナー	当社と阿部・井窪・片山法律事務所との間には、特段の関係はありません。
取締役 大藏公治	オーニッツ 代表	当社とオーニッツの間には、特段の関係はありません。
監査役 千崎滋子	千崎滋子公認会計士事務所 代表	当社と千崎滋子公認会計士事務所との間には、特段の関係はありません。

イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取 締 役 会			監 査 役 会		
	出席回数	開催回数	出席率	出席回数	開催回数	出席率
取締役大西利典	10回	10回	100%			
取締役井窪保彦	12回	12回	100%			
取締役大藏公治	10回	10回	100%			
監査役正親町義彦	12回	12回	100%	13回	13回	100%
監査役千崎滋子	10回	10回	100%	10回	10回	100%

(注) 取締役 大西利典及び大藏公治の両氏並びに監査役 千崎滋子氏は、2019年6月20日開催の第88期定時株主総会において、それぞれ新たに選任され就任いたしました。上記3氏については、就任後に開催された取締役会及び監査役会に係る出席回数、開催回数及び出席率を記載しております。

ウ. 取締役会及び監査役会での発言状況

・社外取締役

大西利典氏は、日本製鉄株式会社においてチタン事業部長を務めるなど、鉄鋼及びチタン業界に関する知見を有しております。井窪保彦氏は、弁護士として長年企業法務の各分野に携わっております。大藏公治氏は、三井物産株式会社において金属事業分野の経験が長く、同社が出資する資源投資会社において代表取締役社長を務めるなど、企業経営の経験があります。各氏には、取締役会において、その知識・経験を活かした有意義な発言をいただいております。

・社外監査役

正親町義彦氏は、銀行において企業審査部門の経験が長く、中国法人の総経理を務めるなど企業経営の経験があります。千崎滋子氏は、公認会計士として長年監査業務に携わっております。各氏には、取締役会及び監査役会において、その知識・経験を活かした有意義な発言をいただいております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

② 会計監査人との責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

③ 当事業年度における会計監査人の報酬等の額

会計監査人としての報酬等の額	35百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の「会計監査人としての報酬等の額」にはその合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社の重要な子会社のうち、Toho Titanium America Co., Ltd.及びToho Titanium Europe Co., Ltd.は、それぞれ上記の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

④ 会計監査人の非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に、再生可能エネルギー固定価格買取制度の賦課金減免申請に関する確認業務を委託しております。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会では、会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査役全員の同意によってその会計監査人を解任します。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提出する方針です。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分に関しましては、業績に応じた株主還元を基本に、財政状態、企業基盤強化に向けた資金需要、先行きの業績見通しや、安定配当の維持等にも留意しつつ決定することを方針としております。

当期の期末配当金につきましては、1株当たり6円としました。中間配当の6円と合わせまして、年間配当金は1株当たり12円となります。

なお、当社は、取締役会の決議により剰余金の配当を決定できる旨を定款に定めています。

4. 内部統制システム構築の基本方針

(1) 決議の内容

会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づき、内部統制システム構築の基本方針を次のとおり定めています。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループは、業務の執行に当たり、国内及び海外の関連法令、社内の規程、通達等を遵守し、公正で健全な事業活動を行う。
- (2) (1)を徹底するため、当社グループの「企業倫理規範」を役員・従業員に周知し、同規範に基づく継続的な教育・研修を通じ、法令の遵守と公正な事業運営に万全を期す。
- (3) 内部監査担当部署は、毎年、内部監査規則及び内部監査計画に基づき、当社グループの法令・社内規程の遵守状況を含む監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、改善を要する事項等がある場合には当該部門に指示する。
- (4) 代表取締役社長の下に企業倫理推進責任者及び企業倫理推進委員会を設置する。企業倫理推進委員会では、法令遵守に関するグループ方針の策定や遵守状況のチェックなどのほか、当社グループの全体的な対応を必要とする事項などに関する検討を行う。
- (5) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制体制を整備するとともに、毎年、その有効性を評価し、必要な是正を行う。
- (6) 取締役会の適正な運営を図るため、取締役会規則を制定する。取締役会は、同規則に基づき、十分な審議を経て、当社グループの経営方針・戦略・計画、その他重要な事項を審議・決定するとともに、取締役から適切に職務の執行状況につき報告を受ける。取締役は、この報告を適切に行う。また、社外取締役及び社外監査役が取締役会に出席して審議に加わることにより、重要事項の決定における客観性の確保及び妥当性の一層の向上を図る。
- (7) 法令違反行為の早期発見及び早期是正を図るとともに、法令違反行為の通報者を適切に保護するために、弁護士とも連携した内部通報制度（相談窓口制度）を整備・運用する。
- (8) 反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当な要求に対しては断固たる態度で臨む。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 職務の執行に係る請議書、議事録等の文書その他の情報については、法令及び社内規程に従い、適切に作成、保存及び管理（廃棄を含む。）を行う。
- (2) 営業秘密（技術情報、販売情報等）の管理、重要な内部情報の管理及び個人情報の保護に万全の注意を払う。
- (3) 会社法等の法令及び証券取引所の規則を遵守し、会社情報の適時、適切な開示を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業の継続的な発展のためには、事業運営に伴う損失の危険（リスク）を適切に把握・管理し、損害の発生・拡大を防止する体制の確立が不可欠である。特に、事故・災害や環境汚染を起こさないこと並びに品質不良や品質トラブルを発生させないことは、製造会社として、最も重視しなければならない事項であることを強く認識する。
- (2) この認識の下、リスク管理規程を制定してリスク管理基本方針を定め、取締役会の下にリスク管理委員会を設置する。リスク管理委員会では当社グループ全体のリスク管理の方針・方向性、各リスクテーマ共通の仕組みの検討、協議・承認等を行う。
- (3) 当社グループにおいては以下の事項を継続的に実施し、リスクの管理に万全を期す。
 - ① 各業務におけるリスクの認識と重要度の評価
 - ② リスクの予防策、発生時の対応策の策定（マニュアル化）並びにその見直し
 - ③ 教育・訓練の徹底
 - ④ 以上の実施状況の確認とフォロー
- (4) 経営に重大な影響を及ぼす地震、重大事故等が発生した場合に備え、情報を適切に伝達・管理し、損害の発生・拡大を防止するための体制及び規程類を整備・運用する。
- (5) 事業計画の策定や設備投資計画の立案に当たっては、事業運営や投資に伴うリスクを適切に把握し、それに対する対応策を課題として織り込むよう努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社及び子会社は、それぞれの社内規程において組織、業務分掌、決裁権限等を定め、効率的に業務を遂行する。
- (2) 当社は、経営組織における責任体制の明確化及び業務執行の迅速化を目的として、執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会から業務の委嘱を受け、権限委譲された範囲の業務の執行に関し責任を負う。
- (3) 当社は、経営層の意思疎通を密にするため、執行役員、常勤監査役及び社長が指名するその他の者で構成する執行役員会を設置し、重要な意思決定や業務に関する報告、連絡、調整等を行う。
- (4) かかる体制のもと、会社の現状と事業環境に即応した機動的な意思決定と業務執行を行う。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 内部統制システムの構築に当たっては、子会社を含めた「東邦チタニウムグループ」として取り組むことを基本とする。
- (2) 子会社の事業運営については、グループ経営会議において方針の意識統一を図るとともに、当社が子会社の予算、事業計画等を承認し、実施状況のモニタリングを実施する。
- (3) 子会社の業績・事業概況について、執行役員会等の場で定期的に報告を受ける。
- (4) 子会社における一定の重要事項については、事前に当社の社内規程に基づく決裁を経てから実施することとする。

6. 当社及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、独立の上場会社であり、内部統制システムの構築については親会社から独立して取り組むことを基本とする。但し、親会社とは、適宜、情報交換及び連携を図るものとする。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助する使用人は置いていないが、今後必要に応じて、監査役の職務補助のための使用人を置くことを検討する。その場合、当該使用人の人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。また、当該使用人の職務については取締役からの独立性を確保するとともに、監査役の指示の実効性を確保するために必要な措置を講ずる。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役並びに子会社の取締役及び監査役は、職務の執行状況を定期的に監査役に報告するとともに、法令・定款違反又はそのおそれが生じたときは速やかに監査役に報告する。
- (2) 当社グループの使用人は、監査役のためにより往査に応じるとともに、法令・定款違反又はそのおそれが生じたときは速やかに上司を通じて監査役に報告する。
- (3) 監査役への報告、内部通報制度の利用その他適正な方法によって会社に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないようにするために、こうした取扱いを禁止する旨を関係する規程類に明記するなど、必要な体制を整備・運用する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役が定めた監査基準及び監査計画を尊重し、監査の円滑な遂行及び監査環境の整備に協力する。
- (2) 監査役が執行役員会等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるように必要な措置を講ずるほか、監査役のため事項について、適切な報告が行われるよう体制を整備・運用する。
- (3) 代表取締役その他の経営陣は、監査役と随時会合をもち、当社グループの経営課題等について意見交換を行う。
- (4) 内部監査・内部統制担当部署は、内部監査の状況及び内部通報制度の運用状況について、監査役に報告する。また、監査の実施に当たっては、監査役と緊密な連携を保つよう努める。
- (5) 監査役の職務の執行に係る費用又は債務については、会社法の規定により、監査役の請求に基づき、会社が適切にこれを負担する。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

当期における内部統制システムの運用状況の概要は、次のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社グループの法令遵守等に関する行動基準を規定した「企業倫理規範」を社内イントラネットに掲載し、役員・従業員への周知を図っています。また、同規範に基づき、役員をはじめとする階層別教育を実施しています。
- ・ 内部統制推進室は、内部監査規則及び内部監査計画に基づき、当社グループの法令・社内規程の遵守状況を含む監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、改善を要する事項等がある場合には当該部門に指示しています。
- ・ 企業倫理推進委員会を年2回開催し、法令遵守状況の報告等を行っています。
- ・ 金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制の有効性評価を実施しています。
- ・ 取締役会規則に基づき、社外取締役及び社外監査役出席のもと、当期は12回の取締役会を開催し、重要な事項を決定するとともに、取締役から定期的に職務の執行状況の報告を受けています。
- ・ 法令違反等の通報窓口として、社内の他、社外として弁護士を窓口とした内部通報制度を導入しており、その運用状況を企業倫理推進委員会、取締役会において報告しています。
- ・ 「東邦チタニウムグループ反社会的勢力対応基本規程」に基づき、反社会的勢力との関係遮断のため取引先調査及び契約上の措置等を実施しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 請議書、取締役会議事録等の文書については、法令及び「文書取扱規則」に従い、適切に作成、保存及び管理（廃棄を含む）を行っています。
- ・ 「機密情報管理規則」、「内部情報管理規則」、「個人情報取扱規則」等の規則に基づき、営業秘密、重要な内部情報及び個人情報の保護を行っています。
- ・ 法令及び証券取引所の規則に従い、会社情報の適時、適切な開示を行っています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理を適切に行うため、「リスク管理規程」を制定してリスク管理基本方針を定め、リスク管理委員会を設置しています。リスク管理委員会は年2回開催し、当社グループ全体のリスク管理の方針・方向性の協議・承認等を行うとともにリスク管理の実施状況の確認とフォローを行っています。
- ・緊急事態が発生した場合に備え、「危機・緊急事態対応規程」を定めており、特に地震や重大事故発生時には各マニュアルを策定しています。また、地震後の復旧手順等を定めたBCPを策定しています。
- ・デリバティブ取引に関して、「為替予約管理規則」等を制定し、管理しています。
- ・事業計画の策定や設備投資計画の立案に当たり、事業運営や投資に伴うリスクへの対応策を織り込むようにしています。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社及び子会社は、効率的な業務遂行のため、「決裁権限基準表」、「職制」等の規程を定めています。
- ・当社は、経営組織における責任体制の明確化及び業務執行の迅速化を目的として、執行役員制を採用しています。
- ・当社は、経営層の意思疎通を密にするため、執行役員、常勤監査役及び社長が指名するその他の者で構成する執行役員会を設置し、重要な意思決定や業務に関する報告、連絡、調整等を行っています。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社の事業運営については、年2回開催するグループ経営会議において方針の意識統一を図っています。
- ・子会社の予算、事業計画その他一定の重要事項については、事前に当社の決裁権限基準表に基づく決裁を行っています。
- ・子会社の業績・事業概況について、執行役員会等の場で定期的に報告を受けています。

6. 当社及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・親会社とは別に独自に内部統制システムを構築しています。
- ・親会社と、適宜、情報交換を行い、連携を図っています。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性確保に関する事項

- ・総務担当、秘書担当等の使用人が適宜監査役を補助しており、監査役は監査役の職務を補助する専任の使用人を置くことを求めているため、監査役の職務補助のための専任の使用人は置いていません。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役並びに子会社の取締役及び監査役は、職務の執行状況を定期的に監査役に報告しています。また、法令・定款違反又はそのおそれが生じたときは速やかに監査役に報告することとしています。
- ・当社グループの使用人は、監査役の求めにより往査に応じるとともに、法令・定款違反又はそのおそれが生じたときは速やかに上司を通じて監査役に報告することとしています。
- ・内部通報制度において、会社に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを規定しており、監査役への報告もこれに準じて取り扱うこととしています。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・各部門、各箇所は、監査役監査に協力的に応じています。
- ・常勤監査役は執行役員会、業務報告会等に参加し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握しています。
- ・代表取締役その他の経営陣は監査役との会合をもち、当社グループの経営課題等について意見交換を行うほか、会合の中で監査役が求める事項について報告を行っています。
- ・内部統制推進室は、内部監査の状況及び内部通報制度の運用状況について、監査役に報告しています。
- ・当社は、監査役の職務の執行に係る費用又は債務について、監査役の請求に基づき、適切にこれを負担しています。

(本事業報告中の記載数値は、金額及び持株数につきましては、表示単位未満を切り捨て、比率その他につきましては四捨五入しております。)

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	38,502	流 動 負 債	26,125
現 金 及 び 預 金	2,641	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	2,450
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	7,455	短 期 借 入 金	19,581
電 子 記 録 債 権	49	リ ー ス 債 務	524
商 品 及 び 製 品	12,696	未 払 法 人 税 等	380
仕 掛 品	6,073	賞 与 引 当 金	962
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	5,905	役 員 賞 与 引 当 金	92
未 収 入 金	2,993	そ の 他	2,134
そ の 他	685	固 定 負 債	12,729
固 定 資 産	48,616	長 期 借 入 金	8,823
有 形 固 定 資 産	40,725	リ ー ス 債 務	2,748
建 物 及 び 構 築 物	12,414	資 産 除 去 債 務	1,158
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	19,836	負 債 合 計	38,855
工 具 器 具 及 び 備 品	200	(純 資 産 の 部)	
土 地	2,219	株 主 資 本	48,630
リ ー ス 資 産	3,193	資 本 金	11,963
建 設 仮 勘 定	2,861	資 本 剰 余 金	13,022
無 形 固 定 資 産	945	利 益 剰 余 金	23,721
投 資 そ の 他 の 資 産	6,944	自 己 株 式	△76
投 資 有 価 証 券	6	その他の包括利益累計額	△501
関 係 会 社 株 式	3,731	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	9
繰 延 税 金 資 産	2,392	為 替 換 算 調 整 勘 定	△422
退 職 給 付 に 係 る 資 産	82	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△88
そ の 他	733	非 支 配 株 主 持 分	133
貸 倒 引 当 金	△1	純 資 産 合 計	48,262
資 産 合 計	87,118	負 債 ・ 純 資 産 合 計	87,118

(金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	45,509
売上原価	35,338
売上総利益	10,170
販売費及び一般管理費	6,102
営業利益	4,068
営業外収益	910
受取利息及び配当金	4
受取物品売却益	18
受取技術料	832
その他	54
営業外費用	1,262
支払分法に よ る 利 息 損 失	167
為替 替 換 差 損 失	976
その他	17
経常利益	100
特別利益	3,716
補助金収入	21
固定資産売却益	0
特別損失	192
固定資産除却損	171
固定資産圧縮損	21
税金等調整前当期純利益	3,544
法人税、住民税及び事業税	651
法人税等調整額	527
当期純利益	2,366
非支配株主に帰属する当期純利益	6
親会社株主に帰属する当期純利益	2,359

(金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(2019年 4 月 1 日から)
(2020年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,963	13,022	22,643	△76	47,552
当期変動額					
剰余金の配当			△1,281		△1,281
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,359		2,359
自己株式の取得				△0	△0
持分法の適用範囲の変動					－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	－	1,078	△0	1,077
当期末残高	11,963	13,022	23,721	△76	48,630

	その他の包括利益累計額						非株主配分	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替調整勘定	退に整 職係累 給る計	付調額	その 他 の 利 益 計 額 合 計			
当期首残高	－	49		△0	49	128	47,730	
当期変動額								
剰余金の配当							△1,281	
親会社株主に帰属する 当期純利益							2,359	
自己株式の取得							△0	
持分法の適用範囲の変動		△447			△447		△447	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	9	△24		△88	△103	5	△98	
当期変動額合計	9	△471		△88	△551	5	532	
当期末残高	9	△422		△88	△501	133	48,262	

(金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

要約連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考）

（2019年4月1日から）
（2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
営 業 活 動 に よ る キャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー	7,953
投 資 活 動 に よ る キャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー	△4,482
財 務 活 動 に よ る キャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー	△2,405
現 金 及 び 現 金 同 等 物 に 係 る 換 算 差 額	△24
現 金 及 び 現 金 同 等 物 の 増 加 額	1,041
現 金 及 び 現 金 同 等 物 の 期 首 残 高	1,600
現 金 及 び 現 金 同 等 物 の 期 末 残 高	2,641

（金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。）

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	37,279	流 動 負 債	26,239
現 金 及 び 預 金	842	買 掛 金	2,365
受 取 手 形	27	短 期 借 入 金	20,017
電 子 記 録 債 権	49	リ ー ス 債 務	524
売 掛 金	10,380	未 払 金	1,633
商 品 及 び 製 品	10,770	未 払 法 人 税 等	347
仕 掛 品	5,709	未 払 費 用	263
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	5,340	賞 与 引 当 金	905
短 期 貸 付 金	421	役 員 賞 与 引 当 金	91
未 収 入 金	3,155	そ の 他	92
そ の 他	580		
固 定 資 産	49,727	固 定 負 債	12,729
有 形 固 定 資 産	40,340	長 期 借 入 金	8,823
建 築 物	11,879	リ ー ス 債 務	2,748
機 械 装 置	521	資 産 除 去 債 務	1,158
車 両 運 搬 具	19,677	負 債 合 計	38,969
工 具 器 具 及 び 備 品	27	(純 資 産 の 部)	
土 地	173	株 主 資 本	48,027
リ ー ス 資 産	2,219	資 本 金	11,963
建 設 仮 勘 定	3,193	資 本 剰 余 金	13,022
	2,647	資 本 準 備 金	13,022
無 形 固 定 資 産	944	利 益 剰 余 金	23,118
ソ フ ト ウ ェ ア	130	利 益 準 備 金	443
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	764	そ の 他 利 益 剰 余 金	22,675
そ の 他	49	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	301
投 資 そ の 他 の 資 産	8,442	繰 越 利 益 剰 余 金	22,373
投 資 有 価 証 券	6	自 己 株 式	△76
関 係 会 社 株 資 産	5,433	評 価 ・ 換 算 差 額 等	9
繰 延 税 金 資 産	2,053	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	9
長 期 貸 付 金	282	純 資 産 合 計	48,037
前 払 年 金 費 用	218	負 債 ・ 純 資 産 合 計	87,006
そ の 他	729		
貸 倒 引 当 金	△280		
資 産 合 計	87,006		

(金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(2019年 4 月 1 日から)
(2020年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
売	上	高	44,214
売	上	原	34,624
売	上	総	9,590
販	費	及	5,773
営	業	利	3,816
営	業	外	1,153
受	取	利	5
受	取	配	233
物	品	当	18
固	定	資	22
受	取	産	835
そ		技	37
		の	
営	業	外	453
支	払	利	169
売	上	割	23
為	替	差	203
そ		の	57
経	常	利	4,516
特	別	利	21
補	助	金	21
固	定	資	0
特	別	損	192
固	定	資	171
固	定	資	21
税	引	前	4,345
法	人	税	542
法	人	税	625
当	期	純	3,177

(金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

(2019年 4 月 1 日から)
(2020年 3 月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本													
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本 合計			
		資 準	備 本 金	資 剰 合	余 本 金 計	利 準	益 備 金	その他利益剰余金				利 剰 合	余 益 金 計	
								固 産 積	定 立 金					資 縮 金
当期首残高	11,963	13,022		13,022		443		302	20,476	21,222	△76	46,131		
当期変動額														
剰余金の配当									△1,281	△1,281		△1,281		
当期純利益									3,177	3,177		3,177		
固定資産圧縮積立金の取崩								△0	0	－		－		
自己株式の取得											△0	△0		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）														
当期変動額合計	－	－		－		－		△0	1,897	1,896	△0	1,896		
当期末残高	11,963	13,022		13,022		443		301	22,373	23,118	△76	48,027		

	評価・換算差額等		純 合 資 産 計
	繰 延 ヘ ッ ソ ン 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 合 計	
当期首残高	－	－	46,131
当期変動額			
剰余金の配当			△1,281
当期純利益			3,177
固定資産圧縮積立金の取崩			－
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	9	9	9
当期変動額合計	9	9	1,905
当期末残高	9	9	48,037

(金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

東邦チタニウム株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 梅 村 一 彦 ㊞

公認会計士 小宮山 高 路 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東邦チタニウム株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東邦チタニウム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

東邦チタニウム株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 梅 村 一 彦 ㊞

公認会計士 小宮山 高 路 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東邦チタニウム株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見の下に、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担及び監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査要綱及び監査計画に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図るとともに、情報の収集及び監査の環境の整備に努めながら、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所（工場）において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社への往査を実施し、事業状況の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、財務報告に関わる内部統制については、EY新日本有限責任監査法人から監査及び評価の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、本監査報告作成時点において有効であることを確認しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人の監査業務について、会計監査人から日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果、公認会計士・監査審査会による検査結果を文書により報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

東邦チタニウム株式会社 監査役会

常勤監査役 菊 地 耕 二 ㊞

監 査 役 正親町 義 彦 ㊞

監 査 役 千 崎 滋 子 ㊞

(注) 監査役正親町義彦及び監査役千崎滋子は、社外監査役であります。

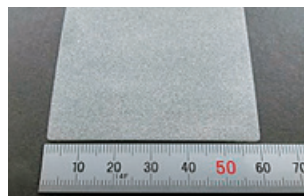
以 上

金属チタン多孔質薄板/WEBTi®のご紹介～高意匠性製品WEBTi®-Fの販売へ向けて～

当社がラインナップする3種類の「金属チタン多孔質薄板体WEBTi®（ウエブチタン®）」（WEBTi®-T、K、S）は、多孔質体が有する通気/通液性、熱伝導性などの金属の特性、チタンの優れた耐食性を併せ持つ開発品であり、電池部材、フィルター材などの産業用途への適用を目指しています。

このたび、チタン繊維を焼結したWEBTi®-Sには和紙のような独特の風合いがあることに着目し、これを薄肉・高空隙率化し、また発色性を高めることで、その美しさを最大限に引き出した「高意匠素材WEBTi®-F」を新たに開発しました。

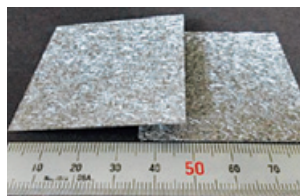
種類	原料	最大製作可能寸法（mm）	空隙率（％）	特長
WEBTi®-T	チタン粉	縦800×横400（厚さ：0.25～4.0）	40～70	各種特性バランス
WEBTi®-K	チタン粉ペースト	縦300×横300（厚さ：0.02～0.15）	約40	柔軟性
WEBTi®-S	チタン繊維	縦300×横250（厚さ：0.5～5.0）	70～90	高空隙率
WEBTi®-F	チタン繊維	縦500×横250（厚さ：0.5未満）	約90	高意匠



WEBTi®-T



WEBTi®-K



WEBTi®-S

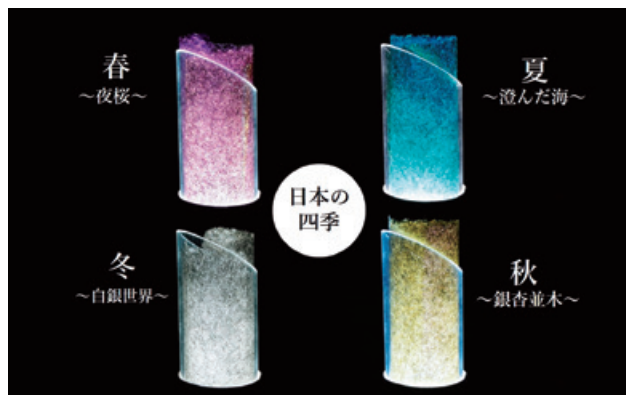


WEBTi®-F

「高意匠素材WEBTi®-F」は、さまざまな色を和紙のような風合いで表現できることが特長です。

今回は「日本の四季」をイメージし、4種類のカラーバリエーションを開発しました。展示会でのご好評を踏まえ、今後製造体制を整え、販売を開始する予定です。

当社として、意匠分野の商品開発は初の試みであり、最終製品に近い形で提供できる製品となります。多くのエンドユーザーの皆さまにご利用いただけることを期待しています。



早吸日女神社伊邪那伎社チタン製屋根についての説明看板（チタン製） 寄贈

当社及びグループ会社のトーホーテック（株）は、2019年10月に大分県大分市に鎮座する早吸日女（はやすひめ）神社にある伊邪那伎（いざなぎ）社のチタン製屋根についての説明看板（チタン製）を寄贈しました。このチタン製屋根は、チタンの軽くて強く、海水にも全く劣化しない特徴に着目し、1973年に世界で初めてチタン材による葺き替えが行われたもので、以降屋根は葺き替えをすることなく今日に至っています。

世界で初めてチタンが屋根材として使用されてから約47年が経過し、チタン製屋根の使用は増えてきています。参拝に訪れる多くの方々にも、チタンの軽い・強い・錆びないという優れた特性を知っていただきたいと考えています。



伊邪那伎（いざなぎ）社



今回寄贈したチタン製説明看板

サウジアラビア王国スポンジチタン工場からの製品初出荷

当社が出資するサウジアラビアの合併事業会社は、本年1月に同社の新工場で生産したスポンジチタンを初出荷しました。同社のスポンジチタンは、現在、主として当社の溶解工場においてインゴットの原料として使用されています。

◆名称

Advanced Metal Industries Cluster and Toho Titanium Metal Company Limited

◆本店所在地

ヤンプー（サウジアラビア）

◆事業内容

スポンジチタンの製造・販売

◆資本金

450,000,000サウジリアル（120百万ドル相当）

◆設立年月日

2016年2月29日

◆決算期

12月31日

◆出資比率

当社 35%

Advanced Metal Industries Cluster Company Limited 65%

合併会社の概要



工場出荷準備中のスポンジチタン

株式会社TOHOWORLD（通称：トワール）の設立

当社は、本年4月、株式会社ワールドホールディングス連結子会社の株式会社ワールドインテック（本社：福岡県北九州市）との共同出資により、技術・技能者の派遣及び請負等を目的とする合併会社を設立しました。新会社は、当社のものづくりに関するノウハウとワールドインテック社の人材プラットフォームを融合活用することで、日本のものづくり現場における技術・技能人材不足、高齢化等の諸課題の解決に取り組むこととしています。

合併会社の概要

◆名称

株式会社TOHOWORLD（通称：towor、トワール）

◆本店所在地

福岡県北九州市小倉北区

◆主な事業内容

各種業務の請負・受託、労働者派遣事業

◆資本金

1億円

◆設立年月日

2020年4月1日

◆決算期

3月31日

◆出資比率

当社 45%、株式会社ワールドインテック 55%

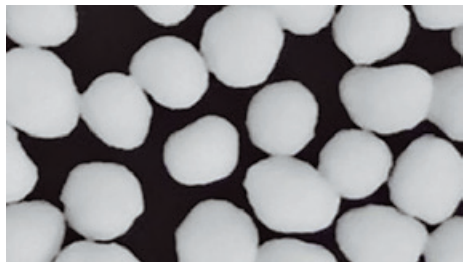


新会社設立の記者会見にて、北九州市北橋市長（向かって右から2番目）、当社松原取締役・常務執行役員（向かって左から2番目）ほか関係者一同

触媒新工場建設を決定

当社は、本年3月、茅ヶ崎工場内に触媒新工場を建設することを決定いたしました。

当社の主力製品である「THC触媒」は、ポリプロピレン（PP）製造に使用されます。PPは、自動車外装、家電製品、包装材、食品容器など幅広い用途に使用されています。世界のPP需要は中長期的に伸長する見込みであることから、PP製造用触媒の市場も成長するものと想定しています。



当社触媒の拡大写真

近年は化学物質規制強化等、環境問題への対応の必要性が高まっていることから、当社では環境対応型触媒の製造も行っています。今般建設する新工場も、環境に配慮した触媒を製造できる設計としています。

■新工場の概要

投資額

約73億円

立地

当社茅ヶ崎工場（神奈川県茅ヶ崎市）内

今後のスケジュール

2020年5月 着工

2022年11月 営業運転開始

ホームページのご紹介



当社ホームページでは、IR情報をはじめとする、様々な情報をタイムリーにご案内しております。

また、ホームページ下部にはお問合せフォームが起動するボタンを設け、随時皆様からの各種お問合せを受け付けておりますので、ご利用下さい。

<https://www.toho-titanium.co.jp/>

株主メモ

- ☐ **事業年度** 4月1日から3月31日まで
- ☐ **定時株主総会** 6月開催
- ☐ **基準日**

定時株主総会	3月31日
期末配当金	3月31日
中間配当金	9月30日
- ☐ **単元株主数** 100株
- ☐ **公告の方法** 電子公告
- ☐ **上場証券取引所** 東証第一部
- ☐ **株主名簿管理人** 三井住友信託銀行株式会社
- ☐ **同連絡先**

三井住友信託銀行株式会社
証券代行部
〒168-0063
東京都杉並区和泉二丁目8番4号
フリーダイヤル 0120-782-031

IRカレンダー (2020年7月～12月) (予定)

7月	8月	9月	10月	11月	12月
7月下旬 ◎2021年3月期 第1四半期 決算発表			10月下旬 ◎2021年3月期 第2四半期 決算発表		